平成２２年（フ）第９３２号
岡山県備前市福田620番地１　市営住宅Ａ―３
債務者　山本　陽子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月28日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５号
岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓4173番地
債務者　中山　幸子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６４１号
神奈川県相模原市南区相模大野６丁目11―４―301
債務者　志澤　　優
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４３号
東京都江東区北砂５丁目20―９―1003
債務者　小林　　満
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４４号
千葉県流山市前ケ崎679―９―201
債務者　時田　恵未（旧姓金杉）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７５６号
東京都葛飾区東金町３丁目37―７　さざなみ荘
債務者　高野百合子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２０号
東京都小金井市梶野町４丁目２―32―201
債務者　坂本　正明
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８２３号
埼玉県志木市中宗岡１丁目５―14
債務者　中條久美子（旧姓石川・花岡）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３６０１号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎511番地２―302号　茅ヶ崎グリーンハイツ
債務者　鏡　　待子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１１号
横浜市青葉区荏子田３丁目25番地４　カルミアハイツ202号室
債務者　堀江　則勝
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１２号
横浜市青葉区荏子田３丁目25番地４　カルミアハイツ202号室
債務者　堀江　芳子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１８４３号
東京都品川区西五反田２丁目12―15―709
債務者　權華鉉こと　權　　萃鉉
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１号
石川県小松市今江町３丁目171番地、従前の住所石川県鳳珠郡能登町字柳田セ部64番地
債務者　向　　恭子
１　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月21日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３７号
東京都東久留米市大門町２丁目６番３号レインボー21―302
債務者　菅　　圭一
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１０号
東京都八王子市新町１番７号パールツリー新町501号
債務者　鯉沼　幸子（旧姓吉井）
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１３号
東京都羽村市五ノ神３丁目８番地６ヤヨイハイツ205
債務者　服部　和子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
５　免責審尋期日　平成23年４月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部